

大口町告示第27号

大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減事業実施要綱の
一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減事業実施要綱（平成20年
大口町告示第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2及び様式第3中

「* この決定に不服があれば、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます
。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して
60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算し
て6か月以内に大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります
。）提起できます。（処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以
内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。）ただし処分の通知を受けた日の翌日から
起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは
、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算してから
6か月以内に提起することができます。」を

「* 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った
日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすること
ができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったこ
とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（
訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取
消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした
場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができま

す。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。」に

改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。